

## 通所介護事業所における看護職員の配置について

平成 27 年 4 月 28 日

利用定員が 10 人を超える通所介護事業所は、指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を 1 名以上確保する必要がありますが、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第 25 号通知）」の改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により一定の要件を満たした場合は、看護職員が確保されているものとするところとされています。

ついては、指定通所介護における看護職員にかかる人員基準の取扱いについて、滋賀県では以下のとおり取り扱うこととします。

### 1 要件等

#### 【従前からの取扱い】

看護職員については、サービス提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携が確保されていれば、サービス提供時間帯を通じて専従する必要まではありません（提供日ごとに通所介護事業所で必要となる看護業務を行う時間の配置は必要）が、この密接かつ適切な連携の考え方は以下のとおりです。

- ① 通所介護事業所と同一敷地内に他の事業所があり、
  - A：同一人物が通所介護事業所の勤務時間以外に同一敷地内における他の事業所等で勤務している場合
  - B：通所介護事業所の看護職員の不在時間帯を同一敷地内における他の事業所等で勤務する別の看護職員との連携で対応する場合
- ② 通所介護事業所の看護職員が、例えば、午前は看護職員として勤務し、午後は機能訓練指導員として勤務する場合

#### 【追加される取扱い】

病院、診療所、訪問看護ステーション（以下「連携病院等」という。）との連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、連携病院等とサービス提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合の要件は以下のとおりです。

- ① 連携病院等の看護職員（以下「連携看護職員」という。）が通所介護事業所に出向き、利用者の健康状態を確認するものであること。
- ② 連携看護職員が利用者の健康状態の確認に要する時間は、サービス利用の状況や利用者数および業務量を考慮し、適切な時間を確保するものであること。
- ③ 通所介護事業所の勤務表に連携看護職員の通所介護事業所での日々の従事時間を記載すること（勤務予定および勤務実績の両方の管理が必要）。
- ④ 通所介護事業所と連携病院等の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね 20

分以内の近距離であること。

- ⑤ 連携病院等の看護職員の配置基準を満たした上で、通所介護事業所のサービス提供時間を通じて緊急時に駆けつけられたり、適切に指示ができる看護職員が連携病院等において配置されていること。（連携病院等の看護職員の配置基準以上の看護職員が、連携病院等において配置されていること。）
- ⑥ 連携看護職員の看護師または准看護師の免許証の写しの提供を受け、通所介護事業所に保管しておくこと。なお、連携看護職員はある程度固定され、利用者の状態像を十分に把握した上で健康状態の確認および緊急時対応を行うことが望ましいこと。
- ⑦ 緊急時における連絡体制を定めておくこと。
- ⑧ 通所介護事業所と連携病院等において、連携に係る以下の内容を含む契約書や覚書等を取り交わすこと。通所介護事業所と連携病院等が同一法人である場合は、以下の内容を含む規定等を作成すること。
  - ・連携看護職員の通所介護事業所での従事日（曜日）および時間
  - ・密接かつ適切な連携を図る日（曜日）および時間
  - ・連携看護職員の通所介護事業所での業務内容
  - ・緊急時における連絡体制

## 2 手続き

特段の手続きは不要ですが、変更届出書（定員の変更）や指定（更新）申請等においては、上記内容が確認できる書類の提出が必要です。

## 3 Q & A

Q 1. 午前は通所介護事業所の看護職員の配置があり、午後は連携病院等と密接かつ適切な連携を図っている場合、看護職員が確保されているものと考えられるか？

A 1. 上記④～⑧を満たした場合は、看護職員が確保されているものとする。

Q 2. 例えば、一人の看護職員を午前はA通所介護事業所に配置、午後はB通所介護事業所に配置し、緊急時に適切な指示ができる連絡体制が確保されている場合、両事業所とも看護職員が確保されているものと考えられるか？

A 2. 同一敷地内の事業所であれば従前からの取扱いのとおりであるが、同一敷地内でない場合は看護職員が一人の場合、例えばA事業所において看護業務を行っている時間帯（看護職員として専従する時間帯）においては、B事業所の緊急時に駆けつけられたり、適切に指示ができる体制とは言えないことから認められない。

Q 3. 午前は看護職員の勤務があるが午後から帰宅した場合、緊急時に電話連絡等で適切な指示ができる連絡体制が確保されている場合は、密接かつ適切な連携を図っているものとして取り扱ってよいか。

- A 3. 拘束力を維持した上で連携が取れる状態が必要であり、例えば自宅で待機している場合も含め、事業所として看護職員について拘束力が働かない場合は、緊急時に駆けつけられたり、適切に指示ができる体制とは言えないことから認められない。

**【参考】**

- 〔指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）

第 93 条第 1 項第 2 号

看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数

- 〔指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）〕

6 通所介護

(1) 従業者の員数

- ⑥ 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。